

正誤表	2026年度版 司法書士 パーフェクト過去問題集 10 択一式 刑法・憲法
-----	--

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
前付 (8)	刑法 年度別検索表 平成30年・第24問 <u>249</u> 平成23年・第25問 <u>239</u>	<u>255</u> <u>245</u>	25/12/23
130	第1編 第37問 (平16-25 (改題)) 肢イ 解説 前に拘禁刑 <u>以上の刑</u> に処せられたことがあっても、その執行を猶予された者が、 <u>1</u> 年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときは、保護観察に付されて <u>いない限り</u> 、その刑の全部の執行を猶予することができる (刑§25II; 再度の執行猶予)。その執行を猶予された者とは、〈中略〉つまり、初度の執行猶予につき保護観察が付されておらず 〈後略〉 肢ウ 解説 〈前略〉その刑について執行猶予の言渡しがないとき、〈中略〉その刑について執行猶予の言渡しがないとき、〈中略〉したがって、拘禁刑の実刑判決が <u>言渡された</u> 場合 〈後略〉 肢エ 解説 4~5行目 全部の執行猶予を <u>言渡す</u> 判決の以前	前に拘禁刑に処せられたことがあっても、その <u>刑の全部の執行</u> を猶予された者が、 <u>2</u> 年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるとき <u>も</u> 、保護観察に付されて <u>いる場合でも</u> 、その刑の全部の執行を猶予することができる (刑§25II; 再度の執行猶予)。その <u>刑の全部の執行</u> を猶予された者とは、〈中略〉つまり、初度の <u>刑の全部の執行</u> 猶予につき保護観察が付されておらず 〈後略〉 〈前略〉その <u>刑の全部</u> について執行猶予の言渡しがないとき、〈中略〉その <u>刑の全部</u> について執行猶予の言渡しがないとき、〈中略〉したがって、拘禁刑の実刑判決が <u>言い渡された</u> 場合 〈後略〉 全部の執行猶予を <u>言い渡す</u> 判決の以前	25/12/23

以上